

**【重要】**

新型コロナウイルスのPCR検査に協力する大学等に対し、研究費等の支援を行う「大学保有検査機器活用促進事業」について、令和3年2月18日より、第6次公募を開始しますのでお知らせします。

事務連絡  
令和3年2月18日

各国公私立大学長（株式会社立大学を除く）  
各公私立短期大学長  
各大学共同利用機関法人の長

文部科学省研究振興局学術機関課

大学改革推進等補助金「大学保有検査機器活用促進事業」の第6次公募について

新型コロナウイルス感染症対策に関するPCR検査体制の強化に資するため、文部科学省においては、「大学保有検査機器活用促進事業」により、PCR検査への協力（検査の実施又はPCR機器の貸与）を行う大学等への支援を進めてきたところですが、この度、第6次公募の申請受付を、令和3年2月18日より開始することといたします。

PCR検査への協力が可能な大学には、検査協力と教育研究活動の継続との両立を図る等のためにも、本補助金を積極的にご活用いただきたいと考えています。

採択された事業については、所要の手続きにより、経費を翌年度へ繰越すことも可能としています。

つきましては、この度、本事業について問い合わせのあった事項等を整理し、別添のとおり「公募に係るFAQ」の追加改訂を行いましたので、ご参照ください。

第6次公募への申請を希望する場合は、下記に留意の上、公募要領等に基づき必要な調書を作成し、申請されるようお願ひいたします。

なお、第1次から第5次の公募における申請については、審査の結果、全てが採択されています。

記

1. 申請受付期間

・第6次公募：令和3年2月18日（木）～3月8日（月）

2. 公募説明会

本事業の公募に際して、以下の日程で、WEB会議システムを活用した公募説明会を実施します。実施に当たっての詳細は、公募要領及び以下「3. 公募要領等」に示した文部科学省ホームページを参照ください。

・日 時：令和3年2月24日（水）14：00～

3. 公募要領等

公募要領等関係書類については、以下の文部科学省ホームページからダウンロードしてください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/detail/hoyukiki-katuyo.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/hoyukiki-katuyo.html)

【本件問合せ先】

研究振興局学術機関課研究設備係  
電話：03-5253-4111（内線4083）  
メールアドレス：[gakkikan@mext.go.jp](mailto:gakkikan@mext.go.jp)

【「①検査実施型」への申請について】

Q 1 : 本事業公募前から、地方公共団体等からの要請等により継続して検査への協力を

行っていますが、申請は可能ですか？

A 1 : 申請は可能です。

Q 2 : (別添4で示された通知によれば、) 診療の用に供する目的で、PCR検査を行う場合は、都道府県に対して衛生検査所の開設に関する登録を行わなければならぬとのことです。診療の用に供する目的以外の検査に協力する場合などについては、衛生検査所の登録を行わずとも本事業への申請は可能ですか？

A 2 : 地方公共団体等からの要請や委託内容等によりますが、本事業への申請は可能です。

診療の用に供する目的以外の検査に協力する場合など、衛生検査所の登録を要さない内容について地方公共団体等から委託等を受けて、PCR検査の実施に協力する場合は、必ずしも、申請に当たって衛生検査所への登録を行う必要はありません。計画調書の作成に当たって、当該委託内容等について具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付してください。

Q 3 : 衛生検査所の開設に関する登録を申請中で、登録は完了していませんが、本事業への申請は可能ですか？

A 3 : 申請要件として求めている、「地方公共団体や医療機関等からの、大学等によるPCR検査の実施への協力に関する具体的な要請や委託内容等が、書面により明らかであること。」を満たしていれば、衛生検査所への登録申請中であっても、本事業への申請は可能です。計画調書の作成に当たって、当該状況について具体的に記載するとともに、衛生検査所への申請状況が分かる書類の写しを併せて添付してください。

Q 3-2 : 衛生検査所の登録の申請をまだ行っていません。登録申請は、契約した地方公共団体から実際の検査依頼が来た後に行う予定ですが、本事業への申請は可能ですか？

A 3-2 : 申請要件として求めている、「地方公共団体や医療機関等からの、大学等によるPCR検査の実施への協力に関する具体的な要請や委託内容等が、書面により明らかであること。」を満たしていれば、衛生検査所の登録申請前であっても、本事業への申請は可能です。計画調書の作成に当たって、当該状況について具体的に記載してください。

Q 4 : リアルタイムPCR(qPCR)機器以外の遺伝子検査機器(LAMP法を用いた機器等)による検査への協力をう場合、申請は可能ですか？

A 4 : 地方公共団体等からの要請や委託内容等によりますが、申請は可能です。

地方公共団体等から、新型コロナウイルス感染症に係る検査への協力に当たり、PCR機器以外による検査への協力について委託等されている場合は、計画調書の作成に当たって、当該委託内容等について具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付してください。

Q 4-2 : 感染が疑われる方への行政検査ではありませんが、地方公共団体が主体となり、高齢者や施設職員など広く住民等を対象とした検査を実施しています。このような検査に協力する場合、本事業への申請は可能ですか？

A 4-2 : 地方公共団体からの委託等を受けて行う検査であれば、広く住民等を対象とした社会的検査や積極的な疫学調査など、いずれも申請は可能です。

Q 5：地方公共団体等との間では、日常的な検査協力ではなく、第二波等に備えて、要請があれば直ちに検査協力をを行う体制を構築する旨の協定を結び、既に体制を構築しています。このような場合も申請は可能ですか？

A 5：地方公共団体等からの要請や委託内容等によりますが、本事業は、新型コロナウイルス感染症の検査体制拡大を目的とする事業ですので、要請があれば直ちに検査協力を構築している場合であっても、申請は可能です。

ただし、申請に当たっては、検査協力可能な機器台数を基に、補助金基準額が決定されますので、計画調書の作成に当たって、当該委託内容等を具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付することで、委託等に応じた検査協力可能な機器台数等を明らかにすることが必要です。

Q 5－2：検査実施に関し、地方公共団体との契約がまだ正式に締結できていませんが、申請は可能ですか？

A 5－2：公募要領では、申請要件として「地方公共団体や医療機関等からの、大学等によるPCR検査の実施への協力に関する具体的な要請や委託内容等が、書面により明らかであること」を求めています。地方公共団体等との契約が未締結である場合には、例えば、協議中の契約書案の写しなど、地方公共団体等からの要請内容がわかる書面を提出していただければ、本事業への申請が可能です。この場合、計画調書の作成に当たって、契約協議の状況について具体的に記載してください。

Q 6：同じ大学内の附属病院からの委託を受けて、学内の他部局（研究科、研究所等）がPCR機器による検査実施の協力をを行う予定ですが、申請は可能ですか？

A 6：申請は可能です。申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する検査の協力に係る委託内容等を明らかにする必要がありますので、計画調書の作成に当たって、具体的な要請等の内容（検査可能件数の見込みなどを含む）を明らかにするとともに、契約書等（部局長名による委託内容等を示す書類等）の写しを併せて添付してください。

Q 7：他の補助事業や委託事業等により整備した機器を活用して検査を実施する場合も、申請は可能ですか？

A 7：他の補助事業や委託事業等により整備した機器については、例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の処分の制限にかかる場合があるなど、他の取組への機器活用に係る制限等が課されている場合がありますので、各事業が定める制限等に抵触しない限りにおいて、申請することができます。

Q 8：本事業公募前から、地方公共団体等からの要請等により検査への協力を行っていましたが、公募締切時点では協力関係は既に終了しています。申請は可能ですか？

A 8：地方公共団体等からの委託等により、令和2年4月1日以降に検査への協力を行っている場合であって、当該協力に伴って、本来計画していた教育研究活動の変更等を行う具体的な計画がある場合には、申請は可能です。計画調書の作成に当たって、当該委託内容や協力実績等について具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付してください。

Q 9：申請に当たって、1日当たりの検査可能件数等の検査能力に関する基準はありますか？

A 9：検査能力に関する基準は設けていませんが、地方公共団体等からの要請や委託内容等に応じた検査協力をを行う大学等を支援する事業であることから、計画調書の作成に当たっては、具体的な要請等の内容とともに、その内容に応じた検査協力をを行うことが可能であることを明らかにする必要があります。

**Q 9 – 2 : 地方公共団体から委託料を受けてPCR検査を実施することとしています。**

**検査実施に必要な経費は委託料で賄えますが、その場合でも本事業への申請は可能ですか？**

**A 9 – 2 : 本事業は、PCR機器の検査への提供に伴い、追加的に生じる費用について幅広く補助を行うものであり、例えば、検査体制を構築するため初期投資を行ったり、当初の研究計画を変更したりする場合などは、これに要する経費について、補助申請を行うことが可能です。**

**Q 9 – 3 : 本補助金を、PCR検査体制の構築のための初期投資にとどまらず、検査実施時に必要な消耗品等の購入にも充てたいと思いますが、可能ですか？**

**A 9 – 3 : 本補助金は、PCR機器の検査への提供に伴い追加的に生じる費用について幅広く補助を行うものであり、PCR検査に必要な消耗品等の購入費も補助対象にしています。ただし、地方公共団体等との委託契約において、検査に必要な消耗品等の費用を委託料で賄うこととしている場合などは、経費の重複となり、補助できないケースも想定されますので、留意してください。**

#### **【「②機器貸与型」への申請について】**

**Q10 : 検査機関等へのPCR機器の貸与に当たり、留意する事項はありますか？**

**A10 : 申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施のために貸与することを明らかにする必要がありますので、計画調書の作成に当たって具体的な要請等の内容（検査機関名（貸与先）、検査機関等における検査可能件数の見込みなどを含む）を明らかにするとともに、契約書等の写しを併せて添付してください。**

**Q11 : 学内の他部局（附属病院を含む）への貸与を行う場合も、申請は可能ですか？**

**A11 : 申請は可能です。申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施のために貸与することを明らかにする必要がありますので、計画調書の作成に当たって具体的な要請等の内容（貸与先、貸与先における検査可能件数の見込みなどを含む）を明らかにするとともに、契約書等（部局長名による貸借関係を示す書類等）の写しを併せて添付してください。**

**Q12 : 他の補助事業や委託事業等により整備した機器の貸与を行う場合も、申請は可能ですか？**

**A12 : 他の補助事業や委託事業等により整備した機器については、例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の処分の制限にかかる場合があるなど、他の取組への機器活用に係る制限等が課されている場合がありますので、各事業が定める制限等に抵触しない限りにおいて、申請することが可能です。**

#### **【申請全般について】**

**Q13 : 本事業の第1次公募に採択されましたが、さらに第2次公募へ申請することは可能でしょうか？**

**A13 : 公募要領では「同一の機器による申請は一度限り」としていますが、第1次公募に際し、検査のため提供することとしたPCR機器とは別に、他のPCR機器を用いてさらに検査協力をを行う場合には、第1次公募に続き、第2次公募にも申請することができます。**

**Q14 : 本事業について、補助金の繰越は可能でしょうか？**

**A14 : 本事業の予算については、繰越明許費の指定がなされています。年度内に事業が完了しない場合には、本補助金については、一定の手続により、翌年度に必要額を持ち越して使用することができます。**